

【移動支援事業について】

■ 事業内容

屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対して、外出のための支援を行います。

■ 対象者

障害者自立支援法に規定する居宅介護の利用が可能である程度の方のうち、次の要件のいずれかを満たしている方。ただし、重度訪問介護受給者は除く。

- ・ 全身性障害者(児)(身体障害者手帳において、両上肢及び両下肢の障害程度が1級又は2級に該当する方、又はこれに準ずる方)
- ・ 視覚障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)

■ 対象となる外出

- ・ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出で、1日の範囲内で用務を終える外出
(ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象となりません。)
- ・ 保護者等の急な疾病等により、一時的に通所・通学のため付き添いが必要な場合の通所・通学にかかる外出(ただし、2ヶ月を限度とする。)

■ 実施方法

- ・ 個別支援型(個別的支援が必要な場合のマンツーマンによる支援)
- ・ グループ支援型(グループ活動並びに同一目的地及びイベントへの複数参加の場合の同時支援)

■ 利用できる時間数

基本支給量	8時間／月
介護者の入院等、最大限支給できる支給量	30時間／月 (基本支給量を超える利用をご希望の場合は、窓口でご相談ください。)

■ 費用負担

世帯の家計の負担能力等を考慮して、1ヶ月あたりの負担上限額が設定されています。(交通費については、自己負担となります。)

費用負担の例	利用時間(身体介護を伴う場合)	負担額
	30分以上1時間未満の場合	412円
	3時間30分以上4時間未満の場合	938円

■ 利用の手続き

新たに事業を利用しようとする方、又は、利用時間の変更を希望される方は、障害福祉課又は各行政サービスセンター福祉担当課にて申請手続きを行ってください。申請に伴い日常生活及び心身の状況に関する調査をさせていただきます。支給決定後、受給者証を送付いたしますので、移動支援事業所と契約の上、利用となります。

なお、グループ支援型及び一時的な移動支援事業の利用については、事前に下記の窓口にてご相談ください。

問い合わせ先 障害福祉課 443-2207
各行政サービスセンター福祉担当課
大沢野 467-5811 大山 483-1214 八尾 455-2461
婦中 465-2114